

# 経済産業省

2025年1月7日  
令和8年1月7日

経済産業大臣

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第4条第1項の規定に基づく  
試掘の許可（千葉県九十九里沖）に係る公告及び縦覧について

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第4条第1項の規定に基づき試掘の許可をしたいので、同法第7条の規定に基づき、下記のとおり公告し、公告の日から1月間これらの事項を公衆の縦覧に供するとともに、同法第8条の規定に基づき、当該試掘の許可について利害関係を有する者からの意見書の提出を受け付ける。

## 記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
氏名又は名称 首都圏CCS株式会社  
住 所 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号  
代表者の氏名 屋 義昭
2. 申請貯留区域等を表示する図面  
別添1 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第4条第2項の申請に係る試掘  
区域を表示する図面のとおり。
3. 貯留事業等の概要  
別添2 試掘の概要のとおり。
4. 縦覧の場所及び時間  
(1) 縦覧資料の掲載箇所  
経済産業省ホームページ及び資源エネルギー庁ホームページ  
(2) 縦覧期間

令和8年1月7日（水）から令和8年2月9日（月）まで

## 5. 意見書の提出方法及び提出先

試掘の許可について利害関係を有する者は、別添3の様式により、次のとおり経済産業大臣に意見書を提出することができる。

### （1）提出方法及び提出先

#### ア. 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課（カーボンマネジメント課）宛てに郵送すること。

※ 封筒の表面に、「千葉県九十九里沖における試掘の許可に係る意見」と記載すること。

#### イ. 電子メールの場合

・経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課（カーボンマネジメント課）宛てに送信すること。

・電子メールアドレス：bz1-CCS-business-act★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

※ 件名に、「千葉県九十九里沖における試掘の許可に係る意見」と記載すること。

### （2）提出期限

縦覧期間が終了する日の17時まで（必着）

### （3）記載要領

ア. 意見提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、電話番号、メールアドレス並びに当該意見提出者が試掘の許可について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

イ. 意見は、日本語により記載すること。

## 6. 留意事項

（1）提出期限を過ぎての提出は受け付けない。郵送の場合、配達の都合で提出期限までに届かないことがあるため、期限に余裕をもって送付すること。

- (2) 提出いただいた意見について、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、個人情報に関する事項を除き、すべて公開される場合がある。
- (3) 提出いただいた意見について、経済産業省より問合せをする場合がある。

申請貯留区域等を表示する図面  
(法第4条第2項の申請に係る試掘区域を表示する図面)

表に掲げるアからキまでの7地点を順次結んだ線並びにア及びキの2地点を結ぶ線により囲まれる海面の直下の深度150メートルから2,500メートル※までの間の区域。

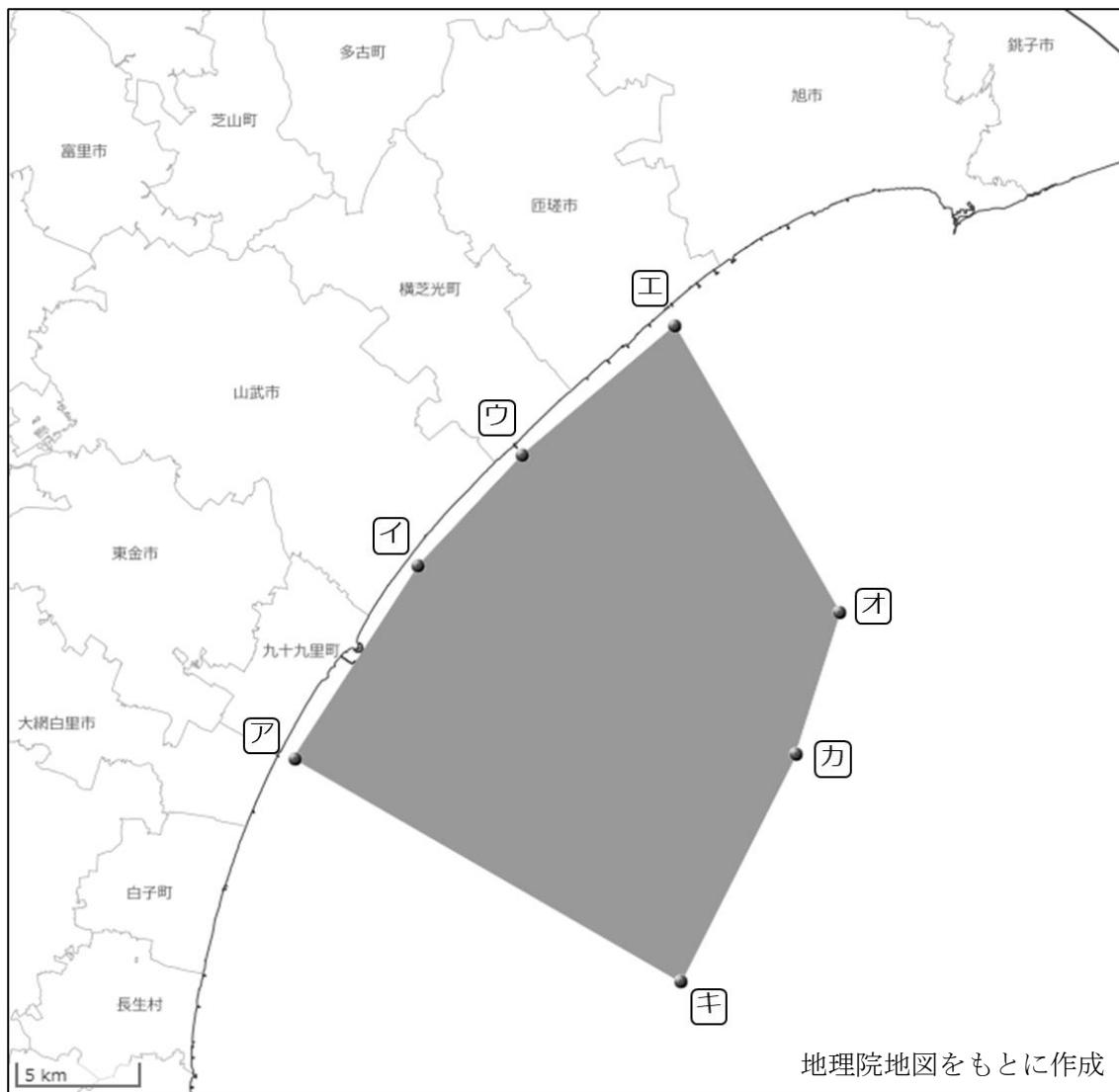


表 区域の直上の海域の頂点の座標値

	X座標 (m) *	Y座標 (m) *
ア	-55, 730.738	54, 796.758
イ	-48, 033.796	59, 715.334
ウ	-43, 633.067	63, 824.697
エ	-38, 415.002	69, 864.215
オ	-49, 755.018	76, 565.800
カ	-55, 408.651	74, 846.698
キ	-64, 520.745	70, 340.501

\* 深度は、東京湾平均海面を基準とする。

\* 頂点の座標値は、平成14年国土交通省告示第9号で定める平面直角座標系第9系による。

## 試掘の概要

### (1) 坑井名

評価井1坑目：九十九里沖-A（仮称）

評価井2坑目：九十九里沖-B（仮称）

### (2) 試掘目的

申請する試掘区域の周辺の陸域では、水溶性天然ガスが生産されている。これらの生産井にて取得された物理検層や岩石コア試料を用いた試験結果から、二酸化炭素の貯留に適した性状を有する地層（貯留層及び遮蔽層）が上総層群下部層内に確認されている。また、二次元弹性波探査データから、上総層群下部層は沖合海域まで広く分布することが示唆されている。そこで、上述の貯留層及び遮蔽層となり得る地層（以下「目的層」という。）の申請する試掘区域内での存在を確認するために、評価井2坑井を掘削する。

### (3) 試掘に要する期間

評価井1坑目：令和8年4月から7月まで（4カ月間）（予定）

評価井2坑目：令和8年7月から10月まで（3カ月間）（予定）

※上記期間は、リグアップ及びリグダウンに要する期間を含む。

### (4) 坑井位置とその選定理由

坑井位置：千葉県山武郡九十九里町沖合

その選定理由：目的層の広がりを評価するために、2地点での掘削が必要であり、坑井位置を図に示す。それぞれの坑井位置は、二次元弹性波探査データ及び音波・磁気探査データの解析から、目的層が存在し、かつ断層などの地下構造による掘削障害のリスクが小さいと評価される地点を選定した。

### (5) 目的層の種類及びその深度

上総層群大原層の遮蔽層並びに浪花層から黒滝層までの貯留層及び遮蔽層

評価井1坑目：深度719メートルから791メートルまで及び959メートルから1,782メートルまで

評価井2坑目：深度293メートルから381メートルまで及び521メートルから1,377メートルまで

### (6) 試掘予定深度及びそれを決定した理由

評価井1坑目：九十九里町沖合約5キロメートルの位置にて、海面下約1,900メートルまでの垂直井を掘削

評価井2坑目：九十九里町沖合約13キロメートルの位置にて、海面下約1,600メートルまでの垂直井を掘削。その後、元穴を埋め戻し、サイドトラック（枝掘り）掘削により最大傾斜約80度の傾斜井（掘削深度は約1,400メートル、海面下から約1,100メートル、偏距は約500メートル）を掘削

それを決定した理由：圧入時の地層安定性評価に資する深部層のデータを取得するため、(5)で示した目的層最下部の黒滝層より深部まで掘削する。

#### (7) 試掘の方法

ジャッキアップ型掘削バージを用いて掘削する。沖合約5キロメートルの位置にて評価井1坑目を掘削した後、掘削バージは沖合約13キロメートルの位置に移動し、評価井2坑目を掘削する。掘削バージの設置・掘削の作業前には周辺海域で操業する漁業者に作業内容と留意事項を説明するとともに、掘削中は、周辺を航行する船舶が掘削バージに誤って接近しないよう警戒船を配置する措置を講ずる。

坑井は、下端にビットを取り付けたドリルパイプを回転させ、地層を削ることで掘削する。坑井の掘削中は、掘削泥水をドリルパイプの上端から注入し、ビット先からドリルパイプ外側へ循環させることで、地下流体の坑井内への流入及び地層の崩壊を防ぎつつ、掘屑を回収する。

両坑井とともに、地層崩壊や坑井閉塞を防止するため、鉄製のケーシングパイプを挿入し、セメントで固定する。

評価井1坑目では、掘削中は適時、物理検層機器を坑内に降下して、貯留層及び遮蔽層を含む上位・下位層の物性データを取得する。また貯留層及び遮蔽層の計5区間において岩石コア試料を取得する。さらに、貯留層の貯留能力を評価するため、黒滝層及び浪花層を対象とした海水圧入試験を実施する。作業手順は、まず最下層である黒滝層においてケーシングパイプを穿孔し、同層への海水による圧入試験を実施する。その後、黒滝層の穿孔区間をセメントで埋め戻し、閉塞措置を講じた後、上位層の浪花層で同様の穿孔作業及び海水圧入試験を実施する。

評価井2坑目では、掘削中は物理検層による物性データ取得を実施する。また評価井1坑目で必要な岩石コア試料が採取できなかった場合は、岩石コア試料の採取を実施する。なお、海水圧入試験の実施は計画していない。

両坑井において全てのデータ取得が完了した後は、坑内をセメントで埋め戻し、安全化措置を講じて全作業を終了する。

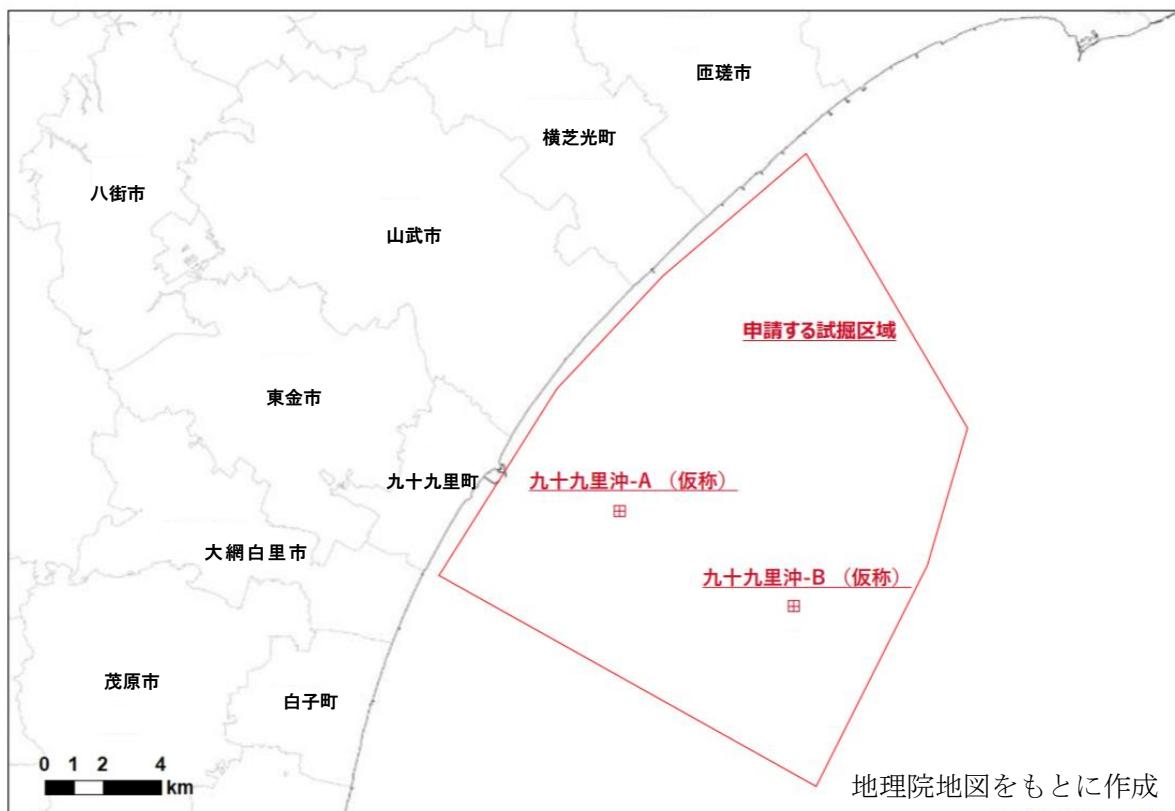


図 評価井と申請する試掘区域の位置

## 千葉県九十九里沖における試掘の許可に係る意見書

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第4条第1項の規定に基づく試掘の許可について利害関係を有するため、当該試掘に係る意見を述べる。

氏名又は名称 ※法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	〒　一
電話番号	
メールアドレス	
試掘の許可について利害関係を有する者に該当する事実	
意見の内容	